

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度博多港(箱崎ふ頭地区) 施工検討業務 自 令和6年8月5日 至 令和7年1月31日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.8.5	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関 3-3-1	5010005002705	別紙のとおり	29,711,000	29,700,000	99.96%	
令和6年度博多港浚渫土砂活用による 環境改善方策検討業務 自 令和6年8月7日 至 令和7年3月21日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.8.7	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門 3-1-10	8010405009702	別紙のとおり	22,935,000	22,913,000	99.90%	
令和6年度三池港内埋没低減方策 検討業務 自 令和6年8月7日 至 令和7年2月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.8.7	令和6年度三池港内埋没低 減方策検討業務 沿岸技術研究センター・いであ 設計共同体 東京都港区西新橋 1-14-2	2010005018571 7010901005494	別紙のとおり	30,888,000	30,800,000	99.72%	
令和6年度博多港需要予測検討業務 自 令和7年3月4日 至 令和7年9月30日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R7.3.4	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門 3-1-10	8010405009702	別紙のとおり	19,800,000	19,800,000	100.00%	

隨 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和 6 年度博多港（箱崎ふ頭地区）施工検討業務

2. 履 行 場 所 : 一

3. 契約の相手方 : 一般財団法人港湾空港総合技術センター

4. 隨意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項

5. 隨意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、博多港箱崎ふ頭地区における岸壁整備について、施工方法の検討を行うものである。

(2) 理 由

本業務を円滑に遂行するためには、岸壁の構造形式や工法に精通していることに加えて、検討にあたっては、既設岸壁への影響や、航行船舶等の現場条件を把握し、かつ施工にあたっては、水質汚濁防止はもとより、安全性、施工性、経済性の多岐に渡って検討出来る高度な技術力を有していることが必要である。

以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人港湾空港総合技術センターが最適であると判断されることから、上記法人と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。

隨 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和 6 年度博多港浚渫土砂活用による環境改善方策検討業務
2. 履 行 場 所 : 一
3. 契約の相手方 : 一般財団法人みなと総合研究財団
4. 隨意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項
5. 隨意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、博多港内の窪地への浚渫土砂による埋め戻しに伴う環境影響、環境改善効果及び、環境モニタリング調査結果の提案及び、環境に配慮した浅場造成の実証実験における検討・分析をするものとする。また、これらの内容は学識経験者、関係行政機関等で構成する検討会を開催し、検討会の助言を受けるものである。

(2) 理 由

本業務は、海域環境の特性、土質、周辺環境への影響等を踏まえた総合的な評価や分析、検討を目的とし、環境的、社会的、技術的等の多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠である。

以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めて、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人みなと総合研究財団が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。

隨 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和 6 年度三池港内埋没低減方策検討業務
2. 履 行 場 所 : 一
3. 契約の相手方 : 令和 6 年度三池港内埋没低減方策検討業務
沿岸技術研究センター・いであ設計共同体
4. 隨意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項
5. 隨意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、三池港(内港北地区)の航路(-10m)における、埋没要因の把握のための流動調査と底質調査を行うとともに、埋没現象について既往調査埋没予測モデル並びに漂砂及び浮泥の発達・輸送のメカニズムを把握し、更なる埋没予測シミュレーションの精度向上を行い、実現性のある埋没対策の検討を行うものである。

(2) 理 由

本業務は、三池港の埋没現象のメカニズムの把握と、効果と実現性のある埋没対策の検討を行うものであり、埋没現象に対する様々な知見を有しており、さらに現地条件や調査を踏まえて多角的に対策検討が出来る、高度な技術力と豊富な経験が不可欠である。

以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めてことで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、令和 6 年度三池港内埋没低減方策検討業務沿岸技術研究センター・いであ設計共同体が最適であると判断されることから、上記設計共同体と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。

隨 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和 6 年度博多港需要予測検討業務
2. 履 行 場 所 : 一
3. 契約の相手方 : 一般財団法人みなと総合研究財団
4. 隨意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項
5. 隨意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、博多港コンテナターミナルについて、直近のコンテナ船の動向を踏まえた将来需要の予測に関する検討及び分析を行うものである。

(2) 理 由

本業務は、世界における直近のコンテナ船舶の動向から博多港の将来の需要予測を行うため、多岐に渡る情報収集・分析力が必要となる。また、日本寄港と博多港の関係分析や現況施設の効果発現の確認ヒアリングなどを実施することから、高度な知見に基づく技術力が求められる。

以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施方針及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めてことで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人みなと総合研究財団が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。